

リスク分担一覧表

段階	リスクの種類	内 容	負 担 者	
			大阪市	指定管理 事業者
共通	法令等の変更	指定管理事業者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項 ※6	
	第三者賠償	施設の工事・維持補修・維持管理・運営において指定管理事業者の要因で第三者に損害を与えた場合		○
		施設の工事・維持補修・維持管理・運営において大阪市の要因で第三者に損害を与えた場合	○	
	利用者対応	本件業務の許認可（行為許可を除く。）に対する対応	○	
		行為の許認可に対する対応		○
		本件業務に対する苦情要望等		○
	資金調達	必要な資金の確保		○
	物価変動	収支計画に多大な影響を及ぼす場合	協議事項 ※6	
		指定後のインフレ、デフレ		○
	金利	金利変動		○
	不可抗力	自然災害等による本件業務（魅力向上業務を除く。）の変更、中止、延期 ※1	協議事項 ※6	
		自然災害等による魅力向上業務の変更、中止、延期		○
	事業の中止・延期	大阪市の責任による遅延・中止・一時停止	○	
		指定管理事業者の責任による遅延・中止・一時停止		○
指定管理事業者の事業放棄・破綻			○	
申請段階	申請コスト	申請費用の負担		○
準備段階	引継ぎコスト	施設運営の引継ぎ（指定期間前の準備を含む。）費用の負担 ※2		○
計画設計段階	測量・調査	測量・調査に関するもの		○
	計画・設計	計画・設計に関するもの		○
	諸手続き	必要となるすべての諸手続き		○
	完成確認	完成確認に関するもの	○	
整備段階	整備工事・改修工事	本体工事、付帯工事		○
		魅力向上業務に支障となる既存公園施設の撤去工事		○
	関連工事	文化財保護法に基づき必要となる対策工事		○

		その他必要となる工事		○
	工事監理	工事監理に関するもの		○
	性能リスク	大阪市が要求する水準に不適合（施工不良含む）によるもの		○
	工事費増大	公園施設設置・管理許可後の大阪市の指示に起因する工事費の増大	○	
		上記以外の工事費の増大		○
	工事遅延	大阪市の事由による工事遅延	○	
		指定管理事業者の事由による工事遅延		○
	完成確認	完成確認に関するもの	○	
維持 管理 運営 段階	施設・事業の競合	競合施設・事業による利用者減、収入減		○
	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況 ※3		○
	管理・運営	管理・運営に関するもの		○
	維持管理・運営経費の膨張	大阪市の責任による管理運営経費の膨張		○
		大阪市の要因以外による維持管理・運営経費の膨張		○
		収支計画に多大な影響を及ぼす場合	協議事項 ※6	
	施設等の損傷	施設等の損傷 ※4	協議事項 ※6	
		管理上の瑕疵等事業者の責めによるもの		○
	債務不履行	大阪市の協定内容の不履行	○	
		指定管理事業者の業務又は協定内容の不履行		○
	性能リスク	大阪市が要求する施設運営の水準の不適合に関するもの		○
損害賠償	施設、機器の不備による事故 ※5	協議事項 ※6		
	施設管理上の瑕疵による事故 ※5		○	
管理リスク	施設、機器の不備又は施設管理上の瑕疵及び火災等の事故による臨時休館等に伴うもの		○	
復旧 段階	原状回復	魅力向上事業で実施した整備・改修、イベント等実施後の原状回復		○

※1 自然災害（地震・台風等）等不可抗力への対応

- ①公園施設等が復旧困難な被害を受けた場合、当該施設等に関する業務の全部の停止を命じます。
- ②復旧可能な場合、その復旧に要する経費の負担割合及び復旧を行う者については、指定管理事業者と協議し決定します。
- ③災害発生時には、公園は一時避難場所となるほか、公園内施設を避難場所として使用し、プールの水を消防利水として利用するなど、災害対応のために業務の一部又は全部の停止を命じることがあります。

④大阪市は、指定管理事業者に対する休業補償は行いません。

※2 新たな管理運営事業者への引継ぎにかかる対応

①新たな管理運営事業者が指定された時は、大阪市の指示する事項について、その者への引継ぎを誠実に行わなければならない。

②引継ぎの実施にあたっては、現指定管理事業者及び新たな管理運営事業者の双方が、それぞれに必要な費用を負担するものとします。

※3 天候等による収入減については、大阪市は指定管理事業者に補償を行いません。

※4 公園・公園施設の維持管理・運営に伴う施設等の損傷リスクへの対応

①公園・公園施設の管理・運営に伴う施設等の日常的な補修・修繕等は、指定管理事業者が行います。

②指定管理施設及び公園駐車場にかかる大規模改修・大規模補修については、大阪市が実施します。ただし、その原因が指定管理事業者の管理の瑕疵によるものであれば、指定管理事業者が実施することになります。また、新施設の補修・修繕や大規模改修等（不可抗力等による場合を含む）については、指定管理事業者の負担により指定管理事業者が実施します。なお、既存の施設を指定管理事業者が整備し大阪市へ帰属するものについても、原則指定管理事業者が実施します。

③指定管理施設及び公園駐車場において、1件あたり100万円（税込）以下の補修・修繕等の必要が発生した場合、指定管理事業者の負担により、指定管理事業者が実施します。

④指定管理施設及び公園駐車場において、見積価格が1件あたり100万円（税込）を超える補修・修繕等の必要が発生した場合、指定管理事業者は修繕箇所の状況・見積価格等について大阪市の報告し、大阪市が承認した補修・修繕等について、指定管理事業者の負担により指定管理事業者が実施します。ただし、補修・修繕等が完了後、100万円（税込）を超える部分の2分の1相当額を大阪市が負担します。

⑤指定管理施設及び公園駐車場において、見積価格が1件あたり300万円（税込）を超える補修・修繕等の必要が発生した場合、大阪市がその見積を妥当と認め、大阪市において実施する必要があると認めたときは、原則大阪市が実施します。またこれによりがたいときは協議の上、指定管理事業者が実施し、改修・補修完了後全額を大阪市が負担します。

⑥上記①ないし⑤に関わらず、補修・修繕等の原因が指定管理事業者の管理の瑕疵によるものである場合は、指定管理事業者の負担により、指定管理事業者が実施します。

⑦上記①ないし⑥に関わらず、大阪市と指定管理事業者は、協議の上、大阪市及び指定管理事業者にやむを得ない事情があると双方認める場合は、上記①ないし⑥とは、異なる取扱を行うものとします。なお、この場合には、別途覚書を締結します。

⑧補修・修繕等にかかる大阪市負担金については、原則各年度末に精算します。

⑨指定管理施設及び公園駐車場において、補修・修繕等の実施により生じた財産は、大阪
市に帰属します。

⑩施設運営にかかわって必要な消耗品は指定管理事業者において適宜補充、交換をしてく
ださい。

⑪大阪市は指定管理事業者に対する休業補償は行いません。

※5 施設、機器の不備又は施設管理上の瑕疵等による事故への対応のため、指定管理事業者は
リスクに応じた保険（施設賠償保険など）に加入してください。

※6 協議事項としたものについては、大阪市と指定管理事業者が当該事項について調整し、
双方に合意のもとで決定するものとします。